

令和 7 年度第 1 回野田市人権・男女共同参画推進審議会 次 第

日時：令和7年8月1日（金）

午後2時開会

場所：野田市役所8階大会議室

1 開 会

市長挨拶

会長挨拶

2 議 題

- (1) 野田市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入について（諮問）
- (2) 人権教育・啓発に関する野田市行動計画の進捗状況等及び第4次野田市男女共同参画計画の施策の進捗状況並びに成果目標の達成状況について（報告）

3 その他

4 閉 会

野福人 第33号
令和7年8月1日

野田市人権・男女共同参画推進審議会
会長 横川 しげ子 様

野田市長 鈴木 有

諮 問 書

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会に諮問します。

記

(諮問事項)

野田市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入について

(諮問趣旨)

本市におきましては、人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第3次改訂版)の基本理念にある「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」を目指し、性的少数者への理解を深めるための様々な施策に取り組んでおります。

今回諮問させていただきます「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」は、平成27年に初めて渋谷区が導入した、いわゆる同性婚に関する自治体独自の法定外の制度ですが、国において同性婚法制化の動きが進まない中で、全国的に、同制度を導入する自治体が急増しております。

本市の同制度に対する基本的な考え方は、同制度は法定外のため、その効果は限定的であることから、国が同性婚の法制化を図るべきとするものです。ただし、同性婚の法制化にあたっては、国民生活に影響する多くの法的課題を整理することが必要と考えており、単純に法制化を求めるものではなく、どのような形、内容で法制化を図るべきかを国が国民に示し、国民的議論を経たうえで、法制化を図るべきものと考えております。この点において、同制度の導入は、ある意味で、国の動きを減速させるとの危惧もあり、本市では、これまで、同制度を導入してこなかった経緯があります。

一方、一人一人の同性パートナーの人権の観点からは、同制度を導入すべきと考えておりますが、導入の時期は、国が具体的な法制化への動きを見せた時が最適であろうと考えております。

そのような状況の中、各地でおこされた同性婚訴訟において、高等裁判所が、相次いで違憲の判断を示し、最高裁においても、令和6年3月、同性パートナーについても犯罪被害者給付金の対象となる「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に含まれると判断したことから、国における議論が具体化するかと期待しておりました。しかし、国は、「同性婚制度は、国民生活の基本にかかわるものであり、国民一人一人の家族観とも密接に関わるものであるため、国民各層の意見、国会における議論、同性婚訴訟の状況などについて注視していく必要がある」と、国会で答弁しており、残念ながら、同性婚訴訟における最高裁判判断が示されるまでは、具体的な国の動きは無いと考えております。

国が述べる国民一人一人の家族観については、令和7年大阪高裁判決においても、「同性婚を許容し、あるいはこれを推し進める必要があるとの国民意識の高まりや社会情勢の変化はここ数年顕著であるものの、伝統的婚姻観を有する国民も相応に存在する」と指摘しています。

したがって、本市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入については、まず、同制度の導入の可否、時期も含めて、本審議会において、慎重にご審議いただくことが重要と考え、諮問するものです。

野田市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 の導入について

1 日本における同性婚の法的位置付け

民法など現在の日本の法律では、同性婚を法律婚として認めていません。このため、法律婚で享受できる法律上の保護や支援を受けることができません。

異性婚であるが婚姻届を提出しない事実婚も法律婚ではありませんが、同性婚との決定的違いは、事実婚は本人の意思によるものですが、同性婚は、婚姻届を提出しようとしても受理されないことです。さらに、事実婚については、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として、法律婚に準じた取り扱いが認められるようになってきております。

① 行政サービス

内 容	法律婚の夫婦	事実婚	同性婚
税金関係 ・ 配偶者控除 ・ 相続税の配偶者軽減	あり	なし	なし
住民登録 (住民票の記載)	夫 または 妻	夫(未届) または 妻(未届)	同居人
公営住宅の入居要件	対象	対象	対象外
救急搬送証明書	委任状 不要	委任状 必要	委任状 必要
り災証明書等	委任状 不要	委任状 必要	委任状 必要
分家住宅の建築	可能	可能	不可

②社会生活

	法律婚の夫婦	事実婚	同性婚
健康保険 (扶養親族になる)	可能	可能	不可
賃貸住宅入居	可能	可能	家族として扱われない場合がある
住宅ローン	可能	一部の金融機関で可能	家族として扱われない場合がある
医療機関における病状説明や手術への同意等	可能	家族として扱われない場合がある 本人の同意により家族として扱う場合がある	家族として扱われない場合がある 本人の同意により家族として扱う場合がある

2 自治体によるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(以下「パートナーシップ制度」と言います。)の導入

同制度は、同性婚の法制化が進まない中で、自治体の行う法定外の制度であり、法定婚でないために享受できない保護やサービス（民間含む）を、可能な範囲で享受できるようにする制度です。

平成 27 年に初めて渋谷区が導入して以降、全国的に導入する県や市町村が急増しており、令和 7 年 5 月 31 日時点で 530 の自治体が導入し、人口カバー率は、全人口の 92.5 パーセントに達しています。東葛北部地区では、本年 2 月に我孫子市、4 月に鎌ヶ谷市が導入し、本市を除くすべての市が導入しております。

(パートナーシップ制度で享受できる公共サービス)

番号	利用可能な公共サービス	自治体数	導入自治体
1	市営住宅の申し込み	19	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、春日部市、杉戸町、守谷市
2	県営住宅の申し込み	—	制度実施自治体

番号	利用可能な公共サービス	自治体数	導入自治体
3	罹災証明書、罹災届出証明書の申請、発行	7	船橋市(火災)、木更津市、市原市(火災)、流山市(火災除く)、君津市(火災)、袖ヶ浦市 吉川市
4	救急搬送証明書の代理申請	6	市川市、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
5	犯罪被害者の家族に対する支援 犯罪被害者等見舞金	1 1	千葉市、鎌ヶ谷市 春日部市
6	パートナーシップ弔慰金申請	1	千葉市
7	市立病院での利用(面会、見取り等)	5	千葉市、船橋市、松戸市、柏市 守谷市
8	市立病院以外での利用	3	千葉市、佐倉市(制度案内)、市原市(一部医療機関のみ)

(パートナーシップ制度で享受できる民間サービス) 東京都ホームページより抜粋

番号	民間サービス	主な事業者	内容
1	携帯電話	NTT ドコモ KDDI Softbank など	「家族であることを利用の条件」とする各種サービスの対象にパートナーシップ制度利用者が含まれる。 ※社によってサービス名は異なるが、いずれも家族割引において適用
2	生命保険	明治安田生命保険 ほか	「パートナーシップ証明書」の写し等の提出により、原則、同性パートナーを受取人に指定することについてスムーズな手続きが可能になる。
3	損害保険	三井住友海上火災 保険株式会社ほか	火災保険、傷害保険の「配偶者」の定義に同性パートナーを含める。
4	自動車保険	三井住友海上火災 保険株式会社ほか	事実上婚姻関係と同様の事情にある同性パートナーを配偶者として扱う。

3 同性婚訴訟

各地で同性婚訴訟(同性婚を認めていない民法、戸籍法の規定は憲法に違反するにもかかわらず、国が立法措置を講じていないことが違法)がおき、地方裁判所の段階では判断が分かれていたが、5つの高等裁判所では、現在までに出示された判決すべてにおいて、違憲との判断が示されました。

裁判所	札幌	東京	福岡	名古屋	大阪
判決日	令和6年 3月14日	令和6年 10月30日	令和6年 12月13日	令和7年 3月7日	令和7年 3月25日
幸福追求権 憲法第13条	合憲	合憲	違憲	合憲	合憲
法の下での平等 憲法第14条	違憲	違憲	違憲	違憲	違憲
婚姻の自由 憲法第24条第1項	違憲	合憲	合憲	合憲	合憲
個人の尊厳に立脚 した法制定 憲法第24条第2項	違憲	違憲	違憲	違憲	違憲
国家賠償請求	控訴棄却				

(憲法第13条)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(憲法第14条)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(憲法第24条第1項)

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(憲法第24条第2項)

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

4 犯罪被害者給付金に関する最高裁判断

犯罪被害者給付金の対象となる「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」について、事実婚と同様、同性婚も含まれるとする判断が、令和6年3月に最高裁で出されました。

この判断を受け、国では、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同一文言、又は類似文言を含む法令について検証し、24の法令については「含まれる」と判断し、130の法令については、「更なる検討を要する」との結果となっております。

「含まれる」とされた 24 の法令

法令名	所管省庁
特定秘密の保護に関する法律	内閣府
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	内閣府
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律	内閣府
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	内閣府
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令	内閣府
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	内閣府
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法	内閣府
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律	内閣府
特定複合観光施設区域整備法	内閣府
児童虐待の防止等に関する法律	内閣府
債権管理回収業に関する特別措置法	法務省
民事執行法	法務省
借地借家法	法務省
少年の保護事件に係る補償に関する法律	法務省
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	法務省
少年院法	法務省
少年鑑別所法	法務省
出入国管理及び難民認定法	法務省
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令	法務省
公営住宅法	国土交通省
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	国土交通省
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	国土交通省
高齢者の居住の安定確保に関する法律	国土交通省 厚生労働省
公営住宅法施行令	国土交通省

「更なる検討を要する」とされた法令…別添資料⑤のとおり

5 同性婚法制化に関する国の動き

各地の高裁で同性婚を法制化しないのは違憲との判断が示され、前記犯罪被害者給付金訴訟における最高裁判断がなされた後も、国に同性婚法制化に対する具体的動きはみられません。

(令和 7 年 1 月国会答弁)

「同性婚制度は、国民生活の基本にかかわるものであり、国民一人一人の家族観とも密接に関わるものであるため、国民各層の意見、国会における議論、同性婚訴訟の状況などについて注視していく必要がある」

6 同性婚法制化に対する国民意識

令和7年3月大阪高裁判決では、平成27年以降の各種調査結果（別添資料⑥参照）から、同性婚法制化を受け入れる社会環境が整い、国民意識も醸成されているといえる」と判断していますが、本市が5年11月に実施した人権・男女共同参画に関する市民意識調査の結果（別添資料⑦参照）をみると、「LGBTQなどの性的少数者の人権を守るためには、どのようなことが必要か」の問いに対し、「法律等を強化する」を選択したものが前回18.3パーセントから10.6パーセントと大幅に減少するなど、少なくとも野田市の調査結果からは、市民意識が醸成されているとの判断は難しい結果となっています。

（令和7年3月大阪高裁判決抜粋）

平成27年以降に行われたマスメディアや学者らによる同性婚制度に対する賛否を問う世論調査では、全てにおいて賛成が反対を上回り、年を追うごとに賛成の割合が高まる傾向が見られ、若い世代ほど賛成の意見が多く、これからの社会の在り方として、性的指向が同性に向く者らの多くが求めている同性婚の法制化を受け入れる社会環境が整い、国民意識も醸成されているといえる。

7 パートナーシップ制度導入に対する野田市の基本的考え方

パートナーシップ制度については、国が同性婚法制化を図らなければ、本当の意味での人権の保障にはならないと考えておりますが、国が同性婚を法制化しない場合、同性パートナーの人権上の観点から、早期に導入すべきと考えております。

一方、前記4の犯罪被害者給付金最高裁判断後も、国は同種法令の検証は開始したものの同性婚法制化に対しては、これまでと同様、具体的な動きがみられないことから、パートナーシップ制度導入は、ある意味で、結果として、国の同性婚法制化の動きを減速化させてしまうことも危惧しています。

しかし、同性婚の法制化にあたっては、国民生活に影響する多くの法的課題を整理する必要があり、どのような形、内容で法制化するかを国民に示し、国民的議論を経た上で法制化を図るべきと考えておりますので、現状を考えると、一定の期間は要すると考えております。

このため、野田市においても、国が法制化するまでの間、パートナーシップ制度を導入する方向で考えています。

しかし、導入にあたっては、パートナーシップ制度及び同性婚法制化に対する市民の理解と協力が不可欠となりますが、前記6における野田市調査結果からは、同性婚法制化及びパートナーシップ制度導入についての市民の理解を判断することは難しいため、まず、「同性婚法制化及びパートナーシップ制度導入」に絞った市民意識調査を実施し、その結果を踏まえた上で、パートナーシップ制度導入の可否及び時期についてご審議いただきたいと考えています。

参考 資料集 目次

資料① 市の計画における性的少数者の取組等について

資料② 渋谷区・虹色ダイバーシティ 2025 パートナーシップ制度調査
結果(令和7年5月31日時点)

資料③ 千葉県内の制度導入17市一覧(令和7年4月1日時点)

資料④ 千葉県:同性パートナーの方が利用可能な制度・サービス等

資料⑤ 法律及び政令における「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同一又は類似の文言を含む規定での同性パートナーの
取扱いについて(令和7年1月21日 三原大臣記者会見)

資料⑥ 婚姻及び同性婚に対する国民意識等
(令和7年大阪高等裁判所判決文より引用)

資料⑦ 野田市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果(抜粋)

○市の計画における性的少数者の取組等について

現行の計画では、パートナーシップ・制度に関する施策等は無く「LGBTなどの性的少数者の人権擁護を図る」としております。

◇人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第3次改訂版) 令和2年3月策定

基本理念:市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会

基本課題:様々な人権課題など

◎性的少数者の人権

【現状・課題】 一部抜粋

また、「いわゆるLGBTなどの性的少数者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」との問いに対して、「正しく理解するための教育や啓発を行う」と回答した方が34.3%と最多で、次いで「各自治体や企業などの取組により、社会全体の意識を高める努力をする」が18.6%となっていることから、LGBTなどの性的少数者という理由で偏見や差別することなく、人それぞれの生き方を尊重する社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において、啓発活動の充実を図る必要があります。

学校においては、身体の性、心の性、社会的な性、好きになる性の4つのものさしで多様な性を認め、お互いに尊重し合うことが大切であることを学校人権教育の中で扱っています。

【取組の方針】

LGBTなどの性的少数者の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への啓発に取り組めます。

学校においては、教職員が適切に対応できるよう啓発や研修に取り組むとともに、児童生徒への教育を推進します。

【主な取組】

- ・様々な場面を活用したLGBTなどの性的少数者の人権擁護を図るための市民への啓発の推進
- ・「学校人権教育指導者養成講座」や「新規採用教職員研修」など、様々な場面を活用したLGBTなどの性的少数者研修会等の実施

◇第4次野田市男女共同参画計画 令和2年3月策定

基本目標Ⅰ：人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

【基本課題Ⅰ 人権尊重意識の啓発】 一部抜粋

グローバル化の進展に伴い、LGBTなどの性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての社会的認知度も高まりつつある一方、ヘイトスピーチと呼ばれる国籍、民族、性等の属性を理由に、人種や社会的マイノリティを否定する言葉の暴力も発生しています。LGBTなどの性的少数者を始めとして、マイノリティの人間としての尊厳に対し、人々への理解の促進を図ることが必要です。

【施策の方向 1)人権尊重意識の啓発】 一部抜粋

また、LGBTなどの性的少数者等あらゆる人権についての理解の促進に取り組めます。

渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査

Shibuya City Office・NPO Nijiirō Diversity Collaborative Study of LGBT Partnership Coverage in Japan

交付件数(2025年5月31日時点)

Number of couples who registered by May 31, 2025

9,836組

導入自治体(2025年5月31日時点)

Number of local governments with LGBT partnership system by May 31, 2025

530自治体

人口カバー率: 92.5%

Population coverage

都道府県別人口カバー率

Population Coverage by Prefecture

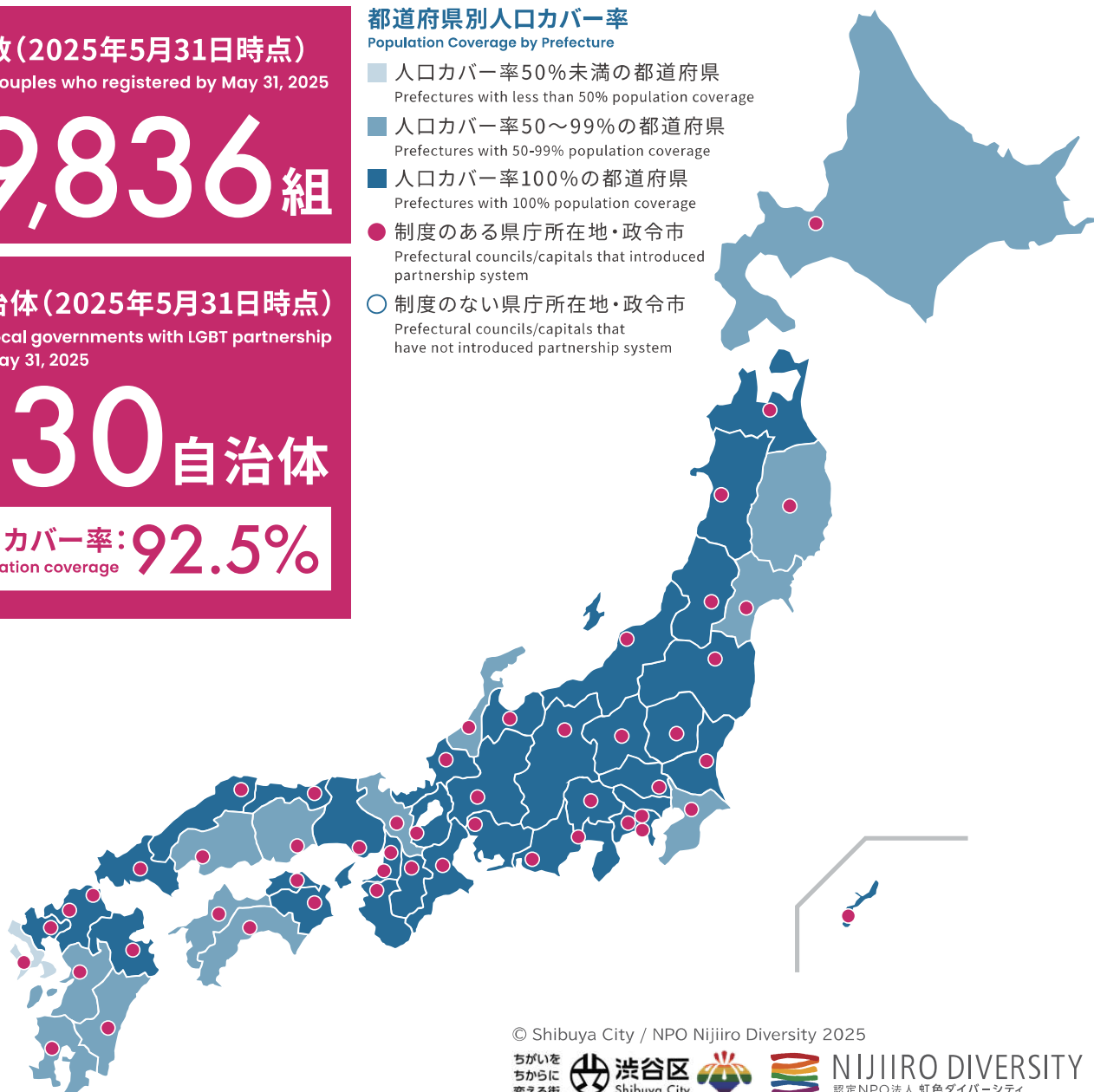
人口カバー率50%未満の都道府県
Prefectures with less than 50% population coverage

人口カバー率50~99%の都道府県
Prefectures with 50-99% population coverage

人口カバー率100%の都道府県
Prefectures with 100% population coverage

制度のある県庁所在地・政令市
Prefectural councils/capitals that introduced partnership system

制度のない県庁所在地・政令市
Prefectural councils/capitals that have not introduced partnership system



© Shibuya City / NPO Nijiirō Diversity 2025

ちがいを
ちからに
変える街。



NIJIIRO DIVERSITY
認定NPO法人 虹色ダイバーシティ

渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査 制度データ

制度導入 30都府県（都道府県数：47）

令和7年5月31日時点

（網掛け＝前回調査以降に制度導入した都府県：うち5県）

都道府県	都道府県	制度名	制度開始日
青森県	青森県	青森県パートナーシップ宣誓制度	令和4年2月7日
秋田県	秋田県	あきたパートナーシップ宣誓証明制度	令和4年4月1日
山形県	山形県	山形県パートナーシップ宣誓制度	令和6年1月11日
福島県	福島県	福島県パートナーシップ制度	令和6年9月2日
茨城県	茨城県	いばらきパートナーシップ宣誓制度	令和1年7月1日
栃木県	栃木県	とちぎパートナーシップ宣誓制度	令和4年9月1日
群馬県	群馬県	ぐんまパートナーシップ宣誓制度	令和2年12月21日
東京都	東京都	東京都パートナーシップ宣誓制度	令和4年11月1日
新潟県	新潟県	新潟県パートナーシップ制度	令和6年9月2日
富山県	富山県	富山県パートナーシップ宣誓制度	令和5年3月1日
福井県	福井県	福井県パートナーシップ宣誓制度	令和5年11月1日
山梨県	山梨県	山梨県パートナーシップ宣誓制度	令和5年11月1日
長野県	長野県	長野県パートナーシップ届出制度	令和5年8月1日
岐阜県	岐阜県	岐阜県パートナーシップ宣誓制度	令和5年9月1日
静岡県	静岡県	静岡県パートナーシップ宣誓制度	令和5年3月1日
愛知県	愛知県	愛知県ファミリーシップ宣誓制度	令和6年4月1日
三重県	三重県	三重県パートナーシップ宣誓制度	令和3年9月1日
滋賀県	滋賀県	滋賀県パートナーシップ宣誓制度	令和6年9月1日
大阪府	大阪府	大阪府パートナーシップ宣誓証明制度	令和2年1月22日
兵庫県	兵庫県	兵庫県パートナーシップ制度	令和6年4月1日
奈良県	奈良県	奈良県パートナーシップ制度	令和6年4月1日
和歌山県	和歌山県	和歌山県パートナーシップ宣誓制度	令和6年2月1日
鳥取県	鳥取県	とっとり安心ファミリーシップ制度	令和5年10月1日
島根県	島根県	島根県パートナーシップ宣誓制度	令和5年10月1日
山口県	山口県	山口県パートナーシップ宣誓制度	令和6年9月1日
徳島県	徳島県	徳島県パートナーシップ宣誓制度	令和6年4月1日
福岡県	福岡県	福岡県パートナーシップ宣誓制度	令和4年4月1日
佐賀県	佐賀県	佐賀県パートナーシップ宣誓制度	令和3年8月27日
大分県	大分県	大分県パートナーシップ宣誓制度	令和6年4月1日
沖縄県	沖縄県	沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度	令和7年3月28日